

平成29年6月7日

平成29年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成29年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成29年6月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	都市整備部長 木下研一
副町長 中口守可	教育次長 竹下雅樹
副町長 種村誠之	水道事業理事 鶴久森 敦
教育長 笠間光弘	しあわせ創造部理事 波戸元雅一
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事
保井太郎	佐藤博昭
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 家永 淳
財政改革部長 四至本直秀	都市整備部理事 早野清隆
しあわせ創造部長 古橋重和	財政改革部副理事 兼財政課長 相馬進祐

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕	議会事務局係員 池田雄哉
-------------	--------------

○会 期

平成29年6月6日から6月23日(18日)

○会議録署名議員

3番 和田勝弘	4番 松尾匡
---------	--------

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第38号 | 専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第9次）） |
| 日程第2 | 議案第39号 | 専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）） |
| 日程第3 | 議案第40号 | 専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）） |
| 日程第4 | 議案第41号 | 平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程第5 | 議案第42号 | 平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程第6 | 議案第43号 | 町道路線の廃止及び認定の件 |
| 日程第7 | 議案第44号 | 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程第8 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第9 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第10 | 報告第4号 | 平成28年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第38号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第9次））につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成28年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金などの特定財源確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分したものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成28年度一般会計の決算見込みなどについてご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました、今年1月期から3月期までの国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で2.2%の増となっております。

輸出や個人消費に支えられ成長が続くものの、一方では賃金の伸び悩みにより力強さに欠け、生活実感に乏しい経済成長となっております。

我が国は人口減少、少子高齢化に伴う需要の減少傾向など、構造的な課題を抱えており、年金など社会保障制度に対する将来不安が消費者の節約志向を強めていることから、賃金の伸び悩みにより消費が低迷することが懸念されております。

こうした状況は地域経済にも相当大きな影響を及ぼすものと考えられることから、今後とも、その

動きについて注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けると、平成28年度、歳入では超過税率の引き下げに伴う町税の減少に加え、譲与税・交付金も減少しております。

また、歳出におきましても、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公債費が高どまりしているなどの状況の中で大阪府市町村振興補助金などの財源の確保に加え、平成28年度からスタートいたしております第3次集中改革プランによる行財政改革の取り組みを進めましたが、財政状況は依然厳しい状況にあります。しかし、実質収支については黒字を確保したいと考えております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定にかかる議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

平成28年度一般会計補正予算（第9次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,988万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,327万3,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、12ページから21ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの譲与税・交付金及び地方交付税につきましては交付決定に伴い、合計で1億9,154万3,000円を減額計上いたしております。

これにつきましては、国から示された地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりましたが、とりわけ年度前半における原油価格の大幅な下落、中国経済の悪化懸念に加え、英国のEU離脱を背景に急激な円高が進行し、製造業を中心に情勢が悪化したことで、予算とかけ離れる結果となったと考えられております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い1億789万円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、社会資本整備総合交付金を緑ヶ丘住宅PFI事業に伴い2,946万8,000円を増額計上する一方、町道海岸連絡線等の道路整備事業に伴い1億2,503万8,000円を減額計上いたしております。

府支出金につきましては、交付決定に伴い824万5,000円を増額計上いたしております。

主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金といたしまして健康ふれあいセンター運営費とごみ処理施設運営費、合計で982万5,000円を増額計上する一方、地籍調査にかかる国土調

査費補助金75万円を減額計上いたしております。

財産収入につきましては、基金予算利子20万円、株式会社J：COMウエスト利益配当金101万3,000円をそれぞれ増額し、合計で121万3,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと納税といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金3,606万1,000円を増額計上いたしております。

3ページをご参照願います。

繰入金につきましては7,618万5,000円を増額計上いたしております。

主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1億4,514万7,000円を減額計上する一方、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億9,731万4,000円を増額計上いたしております。

諸収入につきましては、交付決定に伴い2,815万6,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、大阪府市町村振興協会市町村交付金、宝くじ交付金371万1,000円を、多奈川地区多目的公園整備にかかるスポーツ振興くじ助成金2,444万5,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い1億3,400万円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、多奈川朝日地区の町有地法面整備事業債3,030万円を、町道海岸連絡線整備事業などの町道整備事業債6,830万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては22ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

議会費といたしましては、不用額の調整に伴い、公用車購入費8万8,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、5,969万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、多奈川朝日地区町有地法面改修工事3,545万6,000円を、ふるさと納税に伴う岬ゆめ・みらい寄附謝礼などの関係経費を含め1,228万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、大阪府市町村振興補助金の交付決定や文化センター設置事業債の借入額の決定に伴い、財源更正を行うものでございます。

衛生費につきましては714万9,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、合併処理浄化槽設置補助金190万6,000円を、深日火葬場解体工事設計業務委託料153万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

商工費につきましては、不用額の調整に伴い、道の駅みさき整備工事3,769万1,000円を、深日港活性化イベント実行委員会補助金79万5,000円をそれぞれ減額し、合計で3,848万6,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、2億5,017万2,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、町道海岸連絡線整備事業にかかる工事費、用地買収費、物件補償費など合計で1億3,480万2,000円を減額計上するとともに、橋りょう整備費にかかる点検委託料、工事費などにつきましても合計で3,145万4,000円を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、513万1,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、消防団員組合報酬、年間報酬を合計で121万6,000円を、泉州南消防組合負担金284万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、不用額の調整に伴い、各小学校の光熱水費393万5,000円を、淡輪公民館の光熱費30万円をそれぞれ減額し、合計で423万5,000円を減額計上いたしております。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い、一時借入金利子232万5,000円を、地方債利子償還金887万円をそれぞれ減額し、合計で1,119万5,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては3,626万1,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、基金預金利子を積み立てるための財政調整基金積立金20万円を、岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるための岬ゆめ・みらい基金積立金3,606万1,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、6ページをご参照願います。第二表繰越明許費補正をごらんください。

町営住宅建設事業につきましては、緑ヶ丘住宅PFI事業にかかる平成28年度工事出来高の確定に伴い繰越額を2億3,145万3,000円に変更するものでございます。

続いて、7ページから8ページをご参照願います。第三表地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴い、庁舎整備事業のほか3事業を新たに追加し、町有地法面整備事業ほか5事業の限度額の変更を行うとともに、橋りょう整備事業の廃止を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 29ページの委託の件ですが、橋りょう費の委託ですが、これは大事な橋でございますが、これ、岬町では何カ所あるのかという1点と、それと、今、言いましたように災害時のときには大事な橋でありますので、早期に点検していただきたいと思いますが、なぜ点検がおくれたのか、減額になったのか、その要因の2点をよろしく答弁願います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

1点目の橋りょうの全体の箇所数になりますが、全体で106橋の橋りょうがございます。2点目の、おくれた状況ですが、確かに減額させていただいておりますのは平成28年度で国の交付金の額が確定したことに伴いまして、当初、要望してたよりもかなり低い状況で内示をいただいたところでございます。優先順位をつけさせていただいて、この橋りょう点検につきましては、平成29年度でさせていただくことで、平成29年度の予算に計上させていただいてる状況でございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今も言いましたが、災害時には大事な橋でございますので、できるだけ早く点検していただきたいと思います。よろしく頼んどきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第38号の7ページ、8ページにかけて第三表ということで、地方債の補正について追加、変更、廃止と3種類の表が設けられております。

たくさん事業がありますので、一つひとつについて聞いていくわけにはいかないんですが、これはいろいろな要因があると思うんです。

一般的に考えられやすいものとしては、事業費が確定しましたとか、補助金をはっきりしましたとか、落札減だとか、いろんなことが考えられるんですが、この中でとりわけ事情があるものというか、議会に対して特段説明が必要だとか判断になることがあるようでしたら、この場でお聞きしておきたいと思います。

それから、22ページ、23ページのところで、企画費の地方創生にかかわる岬ゆめ・みらい寄附の謝礼とありまして、ここについてもお尋ねをいたします。

ここでは減額補正ということになっておりまして、これは謝礼にかかわる補正ということになりますから、お返しする費用が少なく済んだということかと思うんですけれど、そのあたりの詳細について説明をいただきたいと思います。

それから、28ページ、29ページのところで、土木費の（仮称）町道海岸連絡線整備工事にかかわってお尋ねをいたします。

何カ所か、この海岸連絡線にかかわっての減額補正が今回報告をされているわけですが、その要因

についてご説明をいただきたいと思います。

それから、最後ですが、30ページ、31ページの土木費、住宅費の中で、民間住宅管理費として、民間住宅空き家除去工事の減額についてもご説明いただきましたが、詳細をもう少しお聞きしておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 中原議員のご質問の部分で、地方債の部分、特に説明すべき部分ということでございますけども、先ほど説明でもさせていただいたように、今回、変更の部分につきましては、既に決定した部分に対しての事業額の変更に伴うものというものでございます。

先ほど廃止という部分につきましては、都市整備部長の説明しましたように、平成28年度につきましては事業を実施しないという形で廃止と。

特に追加の部分でございますけども、これにつきましては後のほうで、大阪府市町村貸付金ということで、それについての措置を後でしましたので、その部分を追加しているという状況でご理解願いたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 2点目の、岬ゆめ・みらい寄附金の謝礼金の減額の件につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

謝礼品につきましては、寄附額の2割から5割の範囲内で設定をさせていただいてございます。

予算につきましては、不足が生じるといけませんので、寄附額の返礼品の割合の最大の5割で予算を組んでいるところでございまして、実際はそこまでいかなかったということで減額となったものでございます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 続きまして、(仮称)町道海岸連絡線の減額の状況でございますが、まず、工事請負費につきましては、南海本線をまたぎます橋りょう部の下部工を当初予定していましたが、南海との協議に日数を費やしまして、その部分について減額させていただいたところでございます。

次に、用地買収費でございますが、この減額については、全て用地買収が減額等が出ましたので、それで残ったものを不用額として落とさせていただいたという状況でございます。

次に、31ページの民間空き家住宅でございますが、朝日地区に2棟の木造の平屋がございまして、一つが36平米、二つ目が27平米の木造の平屋の屋根、トタンぶきの建築物があるのですが、なかなか所有者が特定できない状況で、町が除却をしたことに伴いまして工事費の減額、落札減が出たというところでございます。

補足させていただきます。

所有者を特定できない状況でしたので、社会資本の交付金を充当して執行させていただいたという状況でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 28ページ、29ページにかけての（仮称）町道海岸連絡線にかかわる説明の中で、さらにお聞きをいたします。

南海電鉄との関係で、恐らく協議に時間がかかって、予定していた年度内に済ませなかったものがもう少しかかってしまうということから一部減額せざるを得なかったということが一つ説明されたのかなと、それについて事情はわかりました。

それで、用地買収にかかわる問題で重ねてお聞きをいたしますが、全て用地買収は済んだというような表現をなされていたように聞いたんですけど、そうではないのでしょうか。

何か、数件残っていたと、ある時期。数少ないんですけど残っていたというのを以前お聞きしていたなと思いましたので、そのあたりについて正確なご答弁、訂正があるようでしたらお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、住宅の民間住宅空き家除却工事について、ちょっとこれは何らかのいきさつがあるのかなとさっきお聞きして思っておりまして、私、その背景の部分がよくわからないものですから、所有者が特定できなかったために社会資本整備事業の交付金ですか、それを充てたという説明なのかなと、結論としてはそうなのかなと聞いたんですが、ちょっといきさつがよくわかりませんで、もう少し詳しく説明をいただければなと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

1点目についてでございますが、用地買収の金額が確定したことに伴いまして減額させていただいたということで、議員ご指摘のとおり、契約に至っていないものについてはまだ数件残っておりますが、契約いただく額については確定した状況となっております。

賠償金額については確定しているということでございます。

○道工晴久議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

この空き家につきましては、平成27年6月に自治区の住民さんから建物の老朽化が著しく、家屋の一部が飛散するおそれがあるというような情報提供がございまして、町のほうで確認したところ、本町の持つ条例に規定する管理不全な状態ということで判断しております。

隣接地権者の方とか、過去に住んでおられる方、また近畿財務局のほうに底地というんですか、土地等について調べにいったのですが、なかなか所有者等が確定できないと。そういう状況でございまして、ただ、建物のほうを管理不全な状態ということで放置することができない。

そのために、大阪府のほうにご相談させていただきまして、差し迫った対応、対処が必要ということで交付金として採用いただいて、町のほうで撤去したものです。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 海岸連絡線のことで参考までにお尋ねをいたします。

買収については数件残っているということでありましたが、現時点で、恐らく南海電鉄さんとの協議はまだ残っているということと、それから、あと買収については残っている件数は何件になるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、朝日地区の住宅についての説明をいただきました。これは、危険な状態なので、そのまま放置しておくことはできないということで、町のほうで除却工事をしたといういきさつについてはわかりました。

この処分については、以前、岬町のほうで決めた条例がありましたね。危険な場合等と認められれば町がその危険を除去するというので一定の処分ができるというようなことが条例で定めたいきさつがあったかなと思うんですが、その条例に基づく処分ということになるのでしょうか。ちょっと、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

1点目の（仮称）海岸連絡線の件でございますが、2件残ってしまして、筆数でいいますと5筆になります。

○道工晴久議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 ただいまの中原議員の質問にお答えいたします。

基本的に、条例を定めておりまして、所有者、納税管理人さん等が特定できた場合に勧告とかいろいろ対応していただくように文章なりをもって勧告指導していくわけですが、今回の場合、所有者が特定できないということになりまして、そういった措置はできておりません。

ただ、お住まいになられていた方というのが特定できた状況もあって、その方につきましては建物の中に放置物等がありましたので、その財産については放棄していただくというところで指導なり文章を出してご承諾をいただいて、最終的には、本来、交付金もなかなか使えないような状況なんですが、大阪府に相談させていただいて、緊急の対応が必要であればということで町のほうで執行させていただいたということです。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 質問というか、先ほど中原議員がふるさと納税の返礼品、この金額等についてちょっと西部長が答弁したんですけども、再度確認したいので、同じような返礼品の金額じゃなしに比率、返礼比率を答弁していただけますか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、その寄附額に応じまして返礼の割合を定めておりまして、おおむね2割程度から5割程度の幅で返礼品の額を設定させていただいております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私の認識では、これは地方の自治体を手助けしようと、そういう地方活性化のためのこの制度と思うんです。

しかし、この制度が納税の頻度がちょっと逸脱した形になっているということで社会的に問題が起きているわけですね。

例えば、宮崎県の宮崎牛なんか、物すごいブランドで大変高価なもので、5割以上も返礼している

と。
そしたら、本来の筋からのふるさと納税というのはどういうものかということで、国の総務省のほうも、これではいかんということで交通整理をしてるわけですね、女性の高市大臣かな、総務大臣かな。

そやから、これ、国からの通達あったでしょう。今、5割といたら、ちょっとそこまで5割も返礼していないと思うけども、実際、岬町ほどの程度まで返礼額を執行したのか、その点についてと、そして、何をお返ししたのか。この2点、ちょっと部長、ご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、昨今いろいろ議論がされておりました、ふるさと納税の謝礼品のあり方については国のほうから4月1日付で総務大臣名での通知、それから、5月26日付で総務省の自治税務局市町村課税課長名での通知と、そのあり方についての指導が行われているところでございます。

議員ご指摘のとおり、本来ふるさと納税はふるさとを応援するための寄附ということから創設されたものではありませんけれども、現状では謝礼品を目的とし、節税とあわせて行われているというのが実情かと思えます。

本町の場合、現在、返礼品の割合については最終的な集計は出ておりませんので、また、決算等の段階でご説明させていただければなと考えているところですが、おおむね2割から5割の幅での返礼品を設定させていただいております、主に、今多いのが、やはり家電品が多くなっているところでございます。

ただ、我々としても国の通知も踏まえながら、一定の見直しの検討を進めておりまして、本町では6月中に返礼品の割合の引き下げや高額な返礼品の見直しの対応を準備しているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 実際、社会的に過熱しているわけですね。本来の地方自治体を助けようと、援助しようと、そういう趣旨から外れて、結局投資的な方もおられるわけですね。

それに国が歯止めをかけようとしていますので、自治体の名前忘れましたが、ある地方自治体では、もう返礼品を廃止しようという、そういう考えを持っている真面目な市町村もあるわけですね。

本来は、やっぱり自分の関連する地方自治体を応援しようという気持ちから外れてしまって、返礼品目当てにやっていることになってしまったら、これはちょっと返礼品の趣旨からしておかしいと。国もそう言ってるんですから、岬町もそういう具合に、余り過熱しないように一つ常識的な返礼品をしていただきたいと、かように思いますので、国の方針どおりに準拠するように一つ要望しておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 26ページなんですけども、火葬場費、これ減額で153万7,000円、深日火葬場解体工事設計業務委託料、この要因はどのような要因か。

もう1点は、保健事業費の中で、127万円の減額がされております。これは、地域福祉課で保健事業個別検診委託料の胃がんと乳がんの部分で、多分、これは受診者数が予定者数より少なかったのが要因ではないかと思うんですけども、この2点の詳細をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず、火葬場費の深日火葬場解体工事設計業務委託料の153万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、指名競争入札による落札減となっております。

それと、同じく保健衛生費の保健事業費の減額でございますが、これにつきましては議員、先ほどおっしゃいましたように、当初計画人数より検診、あるいは予防接種等を受けられた方の人数が減少する見込みであることから予算を減額しているところでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 今、部長のほうから説明ございまして理解をいたしました。

その中で、多分、この席ではわからないと思うんですけども、胃がん、乳がんなんですね、健診者数をまた後日でも結構ですので、また、できたら人数をお知らせ願いたいと思います。

○道工晴久議長 資料の提出をお願いしておきます。

あるんですか。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 平成28年度の胃がんの検診者数でございますが、集団健診が251人、個別健診が71人で、総数322人が受診をされてございます。

それと、乳がんでございますが、乳がんにつきましては、集団が334人、そして個別が45人の

379人が受診をされているというところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほども質問がありました件ですが、ページでいうと29ページの町道海岸線連絡線整備工事の件ですが、先ほど、まだ用地買収というのが2件ほど残っているという答弁いただきましたけども、こちらは現在その方々と交渉中であり、前向きに進んでいるということによかったかということと、あと、仮にこの2件というのが用地買収が難しいとなったような方向になったときに、そのときはどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

基本的に、相続の関係がありまして、その辺も整理できている状況になってきていますので、間もなく契約へ進んでいくのかなと考えてございます。

最終的にはどうするのだというようなご質問ですけれども、そういうことにはならないように、お話をさせていただきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第39号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第2、議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次））の件につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由といたしましては、平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計決算見込みにおきまして、後期高齢者医療保険料の増加に伴い後期高齢者医療保険料納付金にかかる補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,959万3,000円とするものでございます。

後期高齢者医療では、市町村が徴収をした保険料を後期高齢者広域連合に納付金として支払い、広域連合はこの納付金等をもとに医療費等を支払う制度となっております。

本補正予算は保険料の増加に伴い、不足する納付金について調整したものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載をしておりますので、あわせてごらんください。

後期高齢者医療保険料といたしまして587万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして587万4,000円を計上いたしております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第40号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第3、議案第40号、専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成28年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等にかかる補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,894万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,488万4,000円とするものでございます。

2ページを参照願います。第一表歳入歳出補正予算をごらんください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金1,014万8,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては地方債借入額の決定に伴い3,300万円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、流域下水道債90万円、公共下水道事業債3,210万円を減額計上するものでございます。

次に、諸収入につきましては、負担金返還金の確定に伴い、流域下水道事業市町村負担金返還金を262万4,000円増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより下水道使用料90万7,000円を減額計上いたしております。

内容としましては、滞納繰越分90万7,000円を減額計上するものです。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金751万円を減額計上い

たしております。

内容といたしましては、現年分52万8,000円、滞納繰越分698万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから11ページに記載しておりますので、あわせて参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより1,270万9,000円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、支出見込みにより修繕料249万7,000円、施設維持管理業務委託料47万8,000円、排水設備改造補助金87万円、負担金の決定に伴い大阪府流域下水道事業維持管理負担金378万4,000円、消費税及び地方消費税の確定に伴い508万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより3,430万円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、負担金の決定に伴い、流域下水道事業負担金79万5,000円、落札減並びに事業費の確定に伴う減額により、公共下水道工事2,649万3,000円、マンホールポンプ更新工事61万6,000円、工事支障物件移転補償費639万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては支出見込みにより193万2,000円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、不用額調整により地方債利子償還金93万2,000円、一時借入金利子100万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第二表地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額1億8,120万円を1億4,820万円に変更を行うものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 11ページの大阪府地域下水道事業維持管理分担金で、今、部長から378万4,000円の減額がありましたと報告は受けましたが、ありがたいのですが、この要因について、なぜ減額になったのか、その要因について答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

この大阪府流域下水道事業維持管理費負担金といいますのは、ご存じのように、泉南市にございませぬ南部の水みらいセンターを稼働させる上での維持管理費になってございます。

その分について、岬町へ一定の負担が伴うわけですが、その負担金が大阪府水みらいセンターが年度末で、その修理費なりが確定したことに伴って当町の負担金が減額になったというところでございます。

○道工晴久議長 他にございせんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 歳入歳出の予算補正の部分で、分担金及び負担金の部分で先ほどの説明で、滞納の部分について説明されたんですけども、751万円。これ、どういう要因で滞納されてるのか、ちょっと歴史的にわかれば説明願いたいわけですね。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

歴史的というお話もございませぬので、基本的に滞納整理を行革推進課を設置して滞納整理に、当部の下水道も含めてでございますが、大阪府の税務員のOBの補助を受けて進めておる状況でございます。

その中で、当部の下水道事業も徴収に頑張っているところなんですけれども、やはり滞納が生じてくる分につきましては、督促なり、ひいては出かけていってお話をするなどできるだけ徴収に努めているところなんですけれども、なかなかその徴収を図っていくというのは難しいところがあり、基本的に行革のほうで一定の目標、徴収率というのを定めて行革でやっておる状況でございます、確かにこちらに計上させていただいているように、かなりの額の減額となっているわけなんですけれども、一定、目標としましては滞納分について1.5%に定めており、当方の実績数でいうと2.6%になっておる状況です。

ただ、減額がかなりの額がありますから、今後、その徴収に頑張ってやっていかないといけないと考えてございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 徴収に頑張っていると、その意気込みは理解するんですけど、歴史的な部分を聞いたのは、払えるのに払えないのか、払わないのか、その部分ですね。

結局、受益者負担ということで、やっぱりこういうことは税の公平を納税の義務もあるし、そして、払えるのか払えないのか、やっぱり見抜く洞察力も必要と思うんですね、やっぱり。

厳しい姿勢で行くべきときもあるし、また、そういう生活が困っているんだったら分割してというような方法もあるんですね。何%の徴収率とかそんな関係ないわけですね。

ということで、なぜこれを聞いたかといったら、昨日の一般質問でも、やっぱり公共下水の延伸を望んでいる方もおるわけですね。

ということで、こういう事業をする場合は、やっぱり事業の原資を確保せんと、やっぱりここまで引っ張ってくれという方がおるのに、それを引っ張れないという原因ですわな。金額的には小さい金額と思うんですよ、失礼ですけども。しかし、小さなことから大きいことにしていかなと、こういう事業は成り立ちませんわね。

ということで、余り突っ込んで滞納者のことまで聞きたくないんですけども、どういう要因で滞納しているのか、それとも分割でという、そういう行動を起こされたのか。どうですか、もう一度何が要因でこういう滞納していますと、そして、納めてもらうのも一括でなしに分割でこういうお願いもしたという経緯があったらちょっとご披露してほしいんですけどね。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほど、議員からご質問あったときにお答えすべきことですが、補足させていただきますと、やはり分納誓約をとって進められるところは進めさせていただいてます。今後、いろいろ考えながら徴収に向けて頑張っていきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後の質問になりますので、私、この担当委員会に所属してませんので、この場で質問してもらったんですけども、今、部長おっしゃったとおり、分納という形もやっぱり積極的にお願ひして、滞納分をなくすということにすれば、次の事業にまた、要望の事業にも反映できると思いますので、一つその点公平な徴収をしていただきたいなと、かように思います。もう要望だけにしておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案書の8ページ、9ページなんですが、先ほど和田議員のほうから大阪府流域下水道事業維持管理負担金についての質問がなされ、それに対して答弁がありました。

それで、8ページ、9ページにも流域下水道事業にかかわって市町村負担金の返還金というのが設けられておまして、これは何かの関連することがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、町債の中で、土木下水道課流域下水道債と公共下水道事業債が減額補正ということで専決をされたということですけども、平たく言うと、借金が減らせるということはいいいことなんだと思うんですが、これは事業規模が圧縮されたということによるのか、それとも別の要因によるものか、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まず1点目の流域下水道事業市町村負担金返還金でございますが、これは先ほどお話しさせてもらってます南部流域の水みらいセンターにかかる事業費の負担金でございますが、先ほどの維持管理負担金につきましては施設を運営していくための維持管理でございますが、こちらの

事業費負担金につきましては、流域下水道南部水みらいセンターの整備、ポンプであるとか、電気関係であるとか、そういう改造といいますか、新たに設置したりする費用について一定当方のほうも負担してるわけですが、その精算に伴って返還金が生じたので計上させていただいたという状況でございます。

2点目の、地方債の減額要因でございますが、これは、大きな要因としましては落札減等による減額になるというところでございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 先ほどの田島議員の関連質問なんですけども、滞納額なんですけども、特にこの中で回収不能という金額はないのか。

それと同時に、どれぐらいの滞納期間があるのか、その辺はどのような形で、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

この予算に計上させていただいている部分につきましては、徴収させていただくことで予算計上させていただいているもので、やはり執行停止とか、その部分について対応しているものというのは徴収の中にはございません。

ただ、ここに載っかっている予算につきましては、徴収している状況のものが計上されているという状況でございます。

○道工晴久議長 もう1点、あつたん違うかな。

出口委員、もう1点ありましたね。

ちょっと聞き取りにくかったみたいなので、出口委員、もう一度、二つ目の質問言って上げていただけますか。

○出口 実議員 あと、回収できない理由。

○道工晴久議長 回収できない理由、もしくはいつごろからの回収が残っているか。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

確認させていただきたいんですけども、すみません、私、聞き取りにくい状況で申しわけないんですけど、まず、そういう徴収ができないものがあるのかということと、その後の質問ですが、滞納されている期間を聞いておられるのでしょうか。

今、手元に、大変申しわけないんですけど、細かなデータは持ち合わせていないので、まことに申しわけないんですけども、数年にかかって滞納されている方というのはおられる状況でございます。

○道工晴久議長 出口委員、よろしいですか。

また、あと細かくお聞きいただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第41号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第4、議案第41号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,855万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、地方創生推進交付金145万2,000円を計上いたしております。

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の先駆的な取り組みを支援するもので、交付決定に伴い計上するものでございます。

寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金3億50万円を計上いたしております。主な内容と

いたしましては、ふるさと納税の増加に伴い3億円を計上するほか、道の駅みさきの指定管理者から出店記念に伴う寄附50万円を計上するものでございます。

繰入金といたしましては、1億5,060万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金580万6,000円を、岬ゆめ・みらい寄附に伴う謝礼などの財源といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億3,406万円を、多奈川1小田平墓地法面の改修や中集会所の整備に伴う財源としまして、多奈川財産区特別会計繰入金1,073万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしましては、1億4,720万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、中集会所増築に伴う建築確認完了検査業務委託料や増築工事など、合計で1,023万7,000円を、ふるさと納税の増加に伴う寄附謝礼やふるさと応援サイト掲載料などの関連経費を含め1億3,406万円を、地方創生推進交付金を財源に、いずれも地元漁業協同組合が実施する新たな観光資源開発事業、地域資源を生かした特産品開発事業に対する補助金といたしまして、合計で290万5,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、163万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、文化センター事務室の空調機23万3,000円を計上するほか、平成28年度に実施いたしました子育て支援センターの耐震診断結果を踏まえ、耐震補強計画判定業務委託料、耐震補強工事を合わせて140万円を計上するものでございます。

衛生費につきましては、墓地法面のずれに伴い多奈川小田平墓地法面改修工事設計業務委託料49万9,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、272万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道畑山線道路拡幅及び道路側溝整備にかかる工事費250万円。同じく側溝整備に伴う用地買収費22万円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金積立金3億50万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第42号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第42号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、内容をご説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,683万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明をいたします。

2ページの第一表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、基金繰入金として多奈川地区財産区基金繰入金1,121万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

財産費、財産管理費として、資材等を保管する倉庫購入にかかる備品購入費47万7,000円を計上いたしております。

また、諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金1,073万6,000円を計上いたしております。

す。

内容といたしましては、一般会計で実施します中集会所整備事業費相当額1,023万7,000円、多奈川小田平墓地法面改修事業費相当額49万9,000円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第43号「町道路線の廃止及び認定の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第6、議案第43号、町道路線の廃止及び認定の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書裏面の町道廃止調書と本日、自席に配付させていただいておりますホッチキスどめの資料の1ページから2ページに路線配置箇所図を記載してございますので、あわせてご参照願います。

町道路線廃止の理由につきましては、町営緑ヶ丘住宅PFI事業の整備に伴い、町道廃止調書に示

す4路線の廃止を行うものでございます。

箇所図に青色で示す路線番号2108、路線名緑ヶ丘団地中央線、起点深日1956、終点深日1956、延長339.6メートル。

次に、箇所図に赤で示しております路線番号2109、路線名緑ヶ丘団地1号線、起点深日1956、終点深日1956、延長151.6メートル。

次に、箇所図に黄色で示す路線番号2110、路線名緑ヶ丘団地2号線、起点深日1956、終点深日1956、延長43.7メートル。

次に、箇所図に緑色で示しております路線番号2111、路線名緑ヶ丘団地3号線、起点深日1956、終点深日1956、延長37.7メートル、以上となっております。

続きまして、議案書の新規町道認定調書と同じく資料の3ページから6ページに路線認定箇所図を記載しておりますのであわせてご参照願います。

町道認定につきましては、町営緑ヶ丘住宅PFI事業や道路整備事業に伴い整備する道路並びに既設道路で新規町道認定調書に示す3路線を認定するものでございます。

路線番号2108、路線名緑ヶ丘住宅中央線、起点深日2052、終点深日2079-2、延長252.6メートル。

路線番号2238、路線名緑五7号線、起点深日1868-11、終点深日1868-10、延長19.4メートル。

路線番号3173、路線名多奈川歴史街道線、起点多奈川谷川1491、終点多奈川谷川1519、延長268.5メートル、以上となっております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

それにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わり

ます。

ただいま議題となっております町道路線の廃止及び認定の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第44号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第7、議案第44号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員戸口万壽美氏は、平成29年6月17日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

戸口万壽美氏については、住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1241番地、生年月日は昭和18年9月7日、経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、戸口万壽美氏の選任について、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第44号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定

しました。

○道工晴久議長 日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を議題とします。

本件については、坂原議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

(坂原議員 退場)

○道工晴久議長 本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の提案理由について申し上げます。

日程第8、諮問1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員辻川夫美子氏は、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2443番地の2、氏名は辻川夫美子、生年月日は昭和28年10月27日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第1号は、これを適任とする意見を付するこ

とに決定しました。

坂原正勝君の入場を求めます。

(坂原議員 入場)

○道工晴久議長 日程第9、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を議題とします。

これより、本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員竹本靖典氏は、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は大阪府泉南郡岬町淡輪930番地の1、氏名は竹本靖典、生年月日は昭和27年1月2日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第2号は、これを適任とする意見を付することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、報告第4号「平成28年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について報告を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第10、報告第4号、平成28年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしまして、結婚新生活支援事業ほか8事業となっており、平成29年度への繰越額の合計は5億5,347万6,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、平成28年度に収入されました諸収入特定財源といたしまして、財産区特別会計繰入金12万6,000円、未収入特定財源といたしまして、平成28年度の国庫支出金、府支出金の交付決定及び地方債の同意に基づく平成29年度に収入予定の国庫支出金、府支出金、地方債合計5億4,114万2,000円、一般財源は1,220万8,000円となっております。

なお、ここに揚げております各事業につきましては、一般財源補正予算（第8次）及び（第9次）におきまして限度額を設定し、既に平成29年度に明許繰越を行ったものでございます。

なお、各事業にかかる金額及び財源内訳につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が、平成28年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○道工晴久議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、平成28年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、6月23日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもありがとうございました。

（午前11時40分 散会）

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年6月7日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 松 尾 匡